

NEXUS

2020
No.704

8

「NEXUS (ネクサス)」とは、ラテン語で“結びつける”という意味で、会員組合はもとより、中小企業の方々、関係機関等との結びつきを緊密にしなごら、ご活用頂ける情報誌をめざします。



CONTENTS

- | | | | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 01 | ●Opinion
岩手県中小企業青年中央会
会長 松田 和秀 | 07 | 岩手県中小企業青年中央会 令和2年度通常総会を開催
第25回岩手県中小企業組合士会通常総会終了 |
| 02~13 | ●主要記事 | 08~11 | 中小企業のテレワーク対応について |
| 02 | 【新型コロナウイルス対策】令和2年度岩手県補正予算
地域企業感染症対策等支援事業費補助金について | 12 | いわて働き方改革推進運動参加宣言2020及び
いわて働き方改革AWARD2020参加企業を募集中! |
| 03 | 令和元年度補正・令和2年度補正
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募開始のお知らせ
新たにグローバル展開型が措置される(4次締切分) | 13 | 全国組合取組事例「気仙沼鉄工機械協同組合」 |
| 04 | 岩手県より「いわて産業人材奨学金返還支援制度」のご案内 | 14~15 | ●岩手県内中小企業概況(6月) |
| 05 | 盛岡市業界団体等運営支援事業のご紹介 | 16 | ●中央会Information
第45回中小企業団体岩手県大会のご案内
令和2年度「できることからECOアクション!」
表彰において本会が会長特別賞を受賞 |
| 06 | 被災組合等販路開拓支援事業 公募のご案内 | | 東北経済産業局長、東北地方整備局長、東北運輸局長、
東北農政局長 変更のお知らせ |
| | 取引力強化推進事業 採択結果公表 | | |
| | 人手不足対応ガイドライン・オンラインセミナーを開催 | | |

岩手県中小企業団体中央会

<http://www.ginga.or.jp/>

「就任のご挨拶」

岩手県中小企業青年中央会 会長 松田 和秀



去る7月22日に開催された第43回通常総会において、岩手県中小企業青年中央会の第9代会長に就任いたしました岩手県農業機械商業協同組合青年部会 会長の松田和秀でございます。これまでの歴代会長をはじめ諸先輩方が築いてこられた当会の歴史を振り返りますと、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。会長として、浦田学・細野裕之副会長並びに、今回新たに選任された平野喜英副会長の3副会長体制のもと、役員各位のお力添えを賜りながら、県内の中小企業組合青年部の発展のため、全力を尽くし取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

本会は、昭和52年2月に県内25の中小企業組合青年部を会員として発足しました。現在では51の組合青年部等が加入し、それぞれの業界及び組合の次世代を担う経営者や先導的役割を果たす人材の育成や連携交流の場として重要な役割を担ってきました。今日まで、本会の礎を築いてくださった多くの先輩の皆様と会員各位のご尽力とご協力並びに関係各位のご高導に対しまして、改めて深く敬意を表します。

本県では、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号による自然災害に見舞われており、被災者の中には東日本大震災津波とあわせ度重なる苦難を強いられた事業者もおられます。さらに、経営環境は、人口減少等に伴う人手不足や後継者不足による事業承継難といった課題を抱えるなか、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、かつて経験したことのない厳しさの中にあります。このような中、県内の組合青年部やそこに集う若手経営者には、各々が関わる組合や業界、地域経済の活性化のために一致団結し、それぞれが求められている役割を十分に果たしていくことがこれまで以上に求められています。

本会の良さは、業種の垣根を超えた生の情報を共有でき、会員の年齢層が幅広く、若い感性と、ベテランの経験やノウハウが繋がっていることです。そして、自分たちの組合青年部活動を活発にしながら、並行して、異業種青年部との交流を深め、さまざまな刺激を受けることができる団体です。本会では、引き続き、組合青年部の活動強化に向けた事業を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響下での、新しい形の活動を展開していきたいと考えております。

最後になりますが、組合青年部及び個人の会員各位はもとより、関係機関並びに関係団体の皆様におかれましては、今後とも本会の事業に対し、ご理解とご協力を賜りますとともに、なお一層のご指導ご鞭撻を心からお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。



【新型コロナウイルス対策】令和2年度岩手県補正予算 地域企業感染症対策等支援事業費補助金について

岩手県では、来店型の店舗を有する県内の中小事業者に対して、新型コロナウイルス感染対策に要する経費を補助する支援事業を実施している。本補助金は売上の減少がなくても申請することが可能となります。

事業の概要・申請方法については以下の通り。

補助事業の名称	地域企業感染症対策等支援事業費補助金
補助額	1店舗あたり10万円を上限として、補助対象経費（税抜）の実費分（10分の10）ただし、このうち消耗品費は3万円が上限。（鉄道・道路旅客運送業を除く）
補助対象者	次の①、②両方に該当する者。 ①中小企業者、個人事業主、又は中小企業と同等の規模の法人・組合である ②来店型の店舗（飲食業、小売業、サービス業、宿泊業）を岩手県内に有している
補助対象経費	次の①、②両方に該当する経費。 ①感染症対策に要した経費 ※どのような経費が該当するか、詳しくは、募集要項や補助対象経費の例を確認してください。 ②令和2年4月～12月の間に購入・支払いを行ったもの ※領収書など、支払い状況を確認できる書類の写しが必要です。
対象経費の一例	<ul style="list-style-type: none"> ・飛沫感染防止のためにアクリル板やビニールカーテン、マスクやゴーグルを購入した ・接触感染防止のためにセンサー式の水道蛇口を導入した ・店内の換気のため換気設備を導入した ・店内の消毒や利用客の消毒のため消毒液や消毒ポンプスタンドを購入した ・利用客の体温を確認するため非接触型体温計やサーモカメラを導入した ・テイクアウトや宅配に対応するためメニュー表やチラシなどを作成した
申請方法	申請書類を郵送により、「店舗・事業所が所在する各商工会議所・商工会」へ提出
その他	申請前に募集要項をご確認いただき、所定の申請様式にてご提出下さい。 (募集要項、申請様式は岩手県ホームページよりダウンロードできます。)

岩手県 新型コロナ・新しい生活様式に対応した感染症対策を支援します
検索

また、取り組んだ事業者には「コロナウイルス対策店」であることを示すステッカー及びポスターを配布することで、安心な店の目印として集客につなげます。

右図が、配布されるステッカーとポスターのデザインであり、業種別ガイドラインに沿った対策を講じることで、掲示が可能となります。

申請方法やダウンロードについては、県公式ホームページをご覧ください。



URL : <https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shougyou/shougyou/1032649.html>



令和元年度補正・令和2年度補正

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募開始のお知らせ 新たにグローバル展開型が措置される（4次締切分）

【事業概要】

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための機械装置費等を補助するものです。また、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「特別枠」を新たに設け、優先的に支援します。さらに、業種別のガイドラインに基づいた感染拡大予防の取組を行う場合は、定額補助・上限50万円を別枠（事業再開枠）で上乗せします。

補助上限	[一般型]	1,000万円	※特別枠の場合に限り、事業再開枠50万円の上乗せが可能
	[グローバル展開型]	3,000万円	
補助率	[通常枠]	中小企業 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3	
	[特別枠]	A 類型 2/3、B・C 類型 3/4	
	[事業再開枠]	定額（10/10、上限50万円）	
補助要件	以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行		
	・付加価値額+3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/ ・事業場内最低賃金≥地域別最低賃金+30円		
	※特別枠は、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限を1年猶予します。		

[一般型] 補助金額：100万円～1,000万円 +50万円（特別枠の場合に限り、事業再開枠の上乗せが可能）
中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システムの投資等（申請事業者は、通常枠又はコロナ対応の特別枠を選択して申請）

[グローバル展開型] 補助金額：1,000万円～3,000万円
中小企業者等が海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システムの投資等（①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業、のいずれかに合致するもの）

【公募期間】

公募開始：令和2年8月4日（火）12時～

申請受付：令和2年9月1日（火）17時～

応募締切：令和2年11月26日（木）17時（4次締切）

○1、2及び3次締切で不採択だった方は、4次締切に再度ご応募いただくことが可能です。4次締切の採択発表は、12月を予定しています。一般型とグローバル展開型、通常枠と特別枠は同じスケジュールで、4次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には、令和3年2月（5次）に締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時、採択発表を行います。（予定は変更する場合があります。）

【お問い合わせ先・ものづくり補助金総合サイト】

○応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がございますので、ご了承ください。

<ものづくり補助金事務局サポートセンター>

受付時間：10：00～17：00（土日祝日を除く）

電話番号：050-8880-4053

ものづくり補助金総合サイト：<http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

メールアドレス：公募要領に関するお問い合わせ：monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問い合わせ：monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp



岩手県より「いわて産業人材奨学金返還支援制度」のご案内

岩手県では、岩手で暮らし、働きたい若者の奨学金の返還を支援します。(最大 250 万円まで助成)
岩手県出身者に限らず、**岩手県内の認定企業への就職を希望する**若者を全国から広く募集しています！
令和 2 年度の募集期限は令和 2 年 10 月 19 日 (月) です。ぜひ、ご応募ください。

【岩手県の制度のポイント】

就業 1 年目から毎月の奨学金返還額と同額を助成します。(最大で 250 万円助成)

●対象者(下記の条件の全てに該当する方)

1. 独立行政法人日本学生支援機構の**第一種奨学金(無利子)**及び**第二種奨学金(有利子)**の貸与を受けており、**将来返還予定**または**返還中**であること。
2. 応募の時点で、次に掲げるいずれかの方
理工系(工学、理学、農学、薬学、情報学(これらに相当する学部・研究科含む。))の学位又は文系の学位を取得予定又は取得済みの方
3. 応募の時点で、次に掲げるいずれかの方

区分	在籍する大学等	申請可能な学生等
学生	大学院の修士課程	1 年生以上
	大学(6 年制。薬学部又はこれに該当する学部のみ。)	5 年生以上
	大学	3 年生以上
	高等専門学校(専攻科を含む。)	4 年生以上
既卒者	上記の大学等を卒業し、県外で就業している 35 歳未満の方(令和 2 年 4 月 1 日時点)、又は県内に正規雇用で就業していない 35 歳未満の方(令和 2 年 4 月 1 日時点)で、令和 2 年度までに認定企業において就業し、かつ居住する意思を有すること。	

4. 岩手県の認定を受けた県内の「**認定企業**」への就業を希望する方(認定企業は下表の通り)

株式会社エヌティーコンサルタント	株式会社栄組
株式会社岩電	株式会社中央コーポレーション
株式会社ベアレン醸造所	株式会社ビルド遠藤
株式会社 WING	東北エンジニアリング株式会社
協栄電工株式会社	株式会社仙北造園
北栄調査設計株式会社	北光コンサル株式会社
株式会社アイオー精密	株式会社ニュートン
岩手インフォメーション・テクノロジー株式会社	株式会社ツガワ
エクナ株式会社	サンポット株式会社
菱和建设株式会社	株式会社アロン社
東日本機電開発株式会社	株式会社 IBC ソフトアルファ
株式会社びーぶる	ザマ・ジャパン株式会社
高惣建設株式会社	株式会社リードコナン
ホクト株式会社	株式会社小林精機
信幸プロテック株式会社	(令和 2 年 8 月 7 日現在)

5. 岩手県内に定住することを希望する方

●助成内容

区分	助成率	支援上限額
大学及び大学院の在学期間を通じて奨学金の貸与を受けていた者(6 年制大学含む)	1 / 2	250 万円
大学の在学期間に奨学金の貸与を受けていた者(高等専門学校の専攻科含む)		150 万円
大学院の在学期間のみ奨学金の貸与を受けていた者		100 万円
高等専門学校の在学期間に奨学金の貸与を受けていた者		70 万円

- ✓ 助成期間は、原則、岩手県内の「**認定企業**」へ就業した日の属する年度から 8 年間とします。

●助成方法 就業 1 年目から毎月の奨学金返還額と同額を助成

●募集人数 120 名程度

●募集期限 令和 2 年 10 月 19 日

詳しくは、公式ホームページをご覧ください。(<http://www.ioho-iwate.or.jp/scholarship/index.html>)

【お問合せ先】 公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部 TEL : 019-631-3824
 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 TEL : 019-629-5553



盛岡市業界団体等運営支援事業のご紹介

盛岡市において、中小企業組合等が取り組むコロナ対策についての支援事業が予算措置され、本会ではこの補助金を活用し会員組合等に対して助成を行います。事業の概要は以下のとおりとなります。

■助成の対象となる団体（商店街組合等は市商連が窓口）

- ・盛岡市に所在する中小企業組合等で今後も継続して活動することが見込まれる団体

■助成の対象となる事業・経費

- 中小企業組合等が行うコロナ予防対策に係る経費（組合員のための予防対策も含む）
 - 中小企業組合等が行う販売促進、組合員の売上減少緩和等に係る取り組み経費 …など
- <取り組みの例> ・構成員にアルコール消毒液○本、非接触体温計○本を配布。
・売上減少対策として販促イベントや勉強会を開催。
・本年度会費を減免したのでその差額に充当。 …など

■助成率：10/10（国・県・市の他補助金や助成金と対象経費が重複した申請はできません。）

■助成額の上限：①、②のいずれか低い方を上限とします。

- ①定額（1団体当たり）100,000円＋組合員数割分（20,000円×「盛岡市内組合員数」）／②100万円

■事業実施期間等

交付申請期限：11月30日まで（現在交付申請受付中）

事業期間：令和2年4月1日～12月31日（12月31日までに支払った経費が対象）

実績報告等期限：令和3年1月29日

■申請書類は、岩手県中小企業団体中央会のホームページからダウンロード可能

■問い合わせ先（申請書等送付先）「盛岡市のコロナ補助金の件」とお伝えください。

岩手県中小企業団体中央会 TEL：019-624-1363 〒020-0878 盛岡市肴町4-5 かがや肴町ビル2階

被災組合等販路開拓支援事業 公募のご案内

本会では、被災組合等販路開拓支援事業の公募を行っております。当事業は、震災や台風により影響を受けた組合による販路開拓等の取り組みを支援するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた組合、または組合員企業が影響を受けた組合が新たに行う、販路獲得や販売促進のための取り組みを支援するものです。

○補助対象者

次のいずれかに該当する会員組合。

- (1) 東日本大震災、原発事故に伴う風評被害、台風の影響により、売上や販路等に影響を受けた会員組合
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大により、売上や販路等に影響を受けた会員組合、または組合員企業が影響を受けた会員組合

○補助対象となる事業内容

次のいずれかの取り組みを対象とします。

- (1) 対象組合が、他の機関、団体等の主催する県内外の展示会・物産展等へ出展するための経費
- (2) 対象組合が、展示会・物産展等を開催するための経費
- (3) 対象組合が、組合や組合員の商品・サービス等に関する需要喚起を図るために行う販売促進活動の経費

○補助金額

定額補助(10/10)。ただし、1件あたり20万円上限とします。

(応募件数等を勘案の上、補助上限額を減額することがあります。)

○公募期間

令和2年8月18日(火)～令和2年9月18日(金)

○応募方法

詳しい内容や申請様式の入手等は本会ホームページをご覧ください。連携支援部へお問い合わせ下さい。



取引力強化推進事業 採択結果公表

本会では、中小企業者・小規模事業者の取引力強化を図るために組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取り組みに対して支援を行う取引力強化推進事業（全国中央会助成事業）を実施している。本事業は、1件当たり30万円を上限(下限額は10万円)として、補助対象経費総額の2/3を助成するものである。公募及び選考委員会による審査を経て、下記3組合を採択した。

組合名	事業名
安比塗企業組合	安比塗企業組合 PR 冊子
ノースジャパン素材流通協同組合	Webサイトリニューアル
盛岡市肴町商店街振興組合	ホットライン肴町「生活便利帳」リーフレット

人手不足対応ガイドライン・オンラインセミナーを開催

県内中小企業の人材確保・定着の推進に向けた取り組みとして、「人手不足対応ガイドライン活用・実践オンラインセミナー」を7月22日と29日の2回、Web会議システム zoom を利用して開催した。

本セミナーは、東北経済産業局より本会が事業を受託している「中小企業等人材確保支援事業」として実施するもので、中小企業の経営課題や業務の見直し、求人像の明確化、職場環境改善など、企業が取り組むべきポイント、一步を踏み出すための施策提案など、人材確保から育成・定着につながる一貫性のある人材戦略の構築に係る人手不足対応ガイドラインの普及を目的としている。

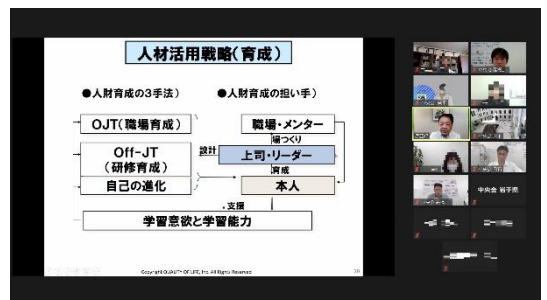
22日は「アフターコロナ・リモートワーク時代の新しい人材戦略」と題し、中小企業庁「中小企業・小規模事業者の人手不足対応研究会」委員などを務めた(株)クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 原 正紀 氏より、近年の企業を取り巻く環境や働き手の就業意識の変化とアフターコロナ時代を見据えた人材活用戦略や業務改善戦略などについてご講演頂いた。

29日は「業界別人材確保セミナー」として、「建設業」「製造業」「販売・サービス業」の3部構成にて開催した。講師は、東北地域の企業の採用・定着について数多くの支援実績があるオフィス55 代表 高木 茂 氏が務め、様々な調査や成功事例、これまでの支援経験に基づいた各業界が抱える人材マネジメントに関する課題や効果的な取組などについてご講演頂いた。

本事業では、今後もセミナーのほかハンズオン支援やマッチングイベント等においてオンラインツールを活用することを通じ、県内中小企業におけるオンラインと対面の両方に対応した採用活動の展開支援を行っていく。



22日の講師を務めた 原 正紀 氏



アフターコロナにおける人材戦略を説明(22日)



業界別セミナーの様子(29日)



岩手県中小企業青年中央会 令和2年度通常総会を開催

7月22日(水)、盛岡市のカガヤ肴町ビル会議室において、岩手県中小企業青年中央会の令和2年度通常総会が開催された。今回の通常総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、委任状や書面議決書を活用し、本人出席を最小限にとどめた縮小開催で執り行われた。

議事では、令和元年度の事業報告及び決算、令和2年度の事業計画並びに収支予算等、上程された議案の審議が行われ、全議案が原案どおり満場一致で可決承認された。

令和2年度の事業計画では、経営環境が新型コロナウイルスの影響により、急速に悪化している状況を注視しながら、組合青年部の活動強化や青年経営者の資質向上、連携促進に向けた各種事業を展開していくことが承認された。

任期満了に伴う役員改選では、松田 和秀 氏(岩手県農業機械商業(協)青年部会 会長)が新会長に選任されたほか、新たに平野 喜英 氏(岩手県電気工事業(工業)青年部 部長)が副会長に、鬼柳 一宏 氏(岩手県機械金属工業(協連)青年部連絡協議会 会長)と伊藤 淳之介 氏(岩手県ビル管理事業(協)青年部 部長)が理事に、黒澤 仁義 氏(岩手県塗装(工業)青年部 部長)が監事に選任された。



通常総会の様子

【新役員体制】

(順不同・敬称略)



挨拶する松田新会長

役職	氏名	所属団体	備考
会長	松田 和秀	岩手県農業機械商業(協)青年部会	新任
副会長	浦田 学	岩手県液化ガス事業(協)青年部会"NEXT"	再任
副会長	細野 裕之	盛岡卸センター経営研究会	再任
副会長	平野 喜英	岩手県電気工事業(工業)青年部	新任
理事	澤田 亮	岩手県旅館ホテル(生同)青年部	再任
理事	金野 泰明	岩手県青年醸友会	再任
理事	鬼柳 一宏	岩手県機械金属工業(協連)青年部連絡協議会	新任
理事	伊藤 淳之介	岩手県ビル管理事業(協)青年部	新任
監事	吉田 寛	岩手県電機(商業)青年部	再任
監事	黒澤 仁義	岩手県塗装(工業)青年部	新任

第25回岩手県中小企業組合士会通常総会終了

岩手県中小企業組合士会(会員57人)の第25回通常総会は、新型コロナウイルス感染予防の観点から書面での開催とし、書面議決により提出議案すべて原案どおり可決承認された。

なお、任期満了に伴う役員改選では、理事8名、監事1名の選出が行われその後の理事会において次表のとおり選任された。

また、今期に新たに2名が中小企業組合士として認定されたこと並びに佐藤岳夫氏(協同組合盛岡卸センター)と村上江里氏(協同組合遠野グルーラム)が優良組合士として全国中小企業組合士協会連合会会長表彰を受賞し、藤村文昭氏(協同組合盛岡卸センター理事長)には感謝状が授与されたことをお知らせいたします。

役職名	氏名	所属組合
会長	似内 裕司	花巻機械金属工業団地協同組合
副会長	佐藤 岳夫	協同組合盛岡卸センター
	菅原 香	協同組合高田松原ショッピングセンター
理事	杉山 昇	協同組合盛岡南ショッピングセンター
	千葉 文子	岩手県南生コン業協同組合
	大和田治美	一関市水道工事業協同組合
	鎌田 愛子	協同組合南三陸ショッピングセンター
	村上 誠	盛岡青果卸売協同組合
監事	泉田十太郎	けせんプレカット事業協同組合



中小企業のテレワーク対応について

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの中止や活動自粛を余儀なくされる他、従業員の健康と安全をどのようにして守っていけばよいのか不安な事業者も多いと思われます。そうした対策の一つとして「テレワーク」に注目が集まっており、実施・導入を検討している事業者が増えています。

本記事では、テレワーク導入の際に知っておきたい知識や必要事項、活用を検討していただきたい設備等をご紹介します。なお、以下の内容は厚生労働省のパンフレットを参照しております。

◆ テレワークとは・・・

テレワークは、ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことを指します。適切な労務管理下におけるテレワークは、感染症の対策のみならず、業務の効率化や、通勤負担の軽減によるワーク・ライフ・バランスの実現を図ることができます。

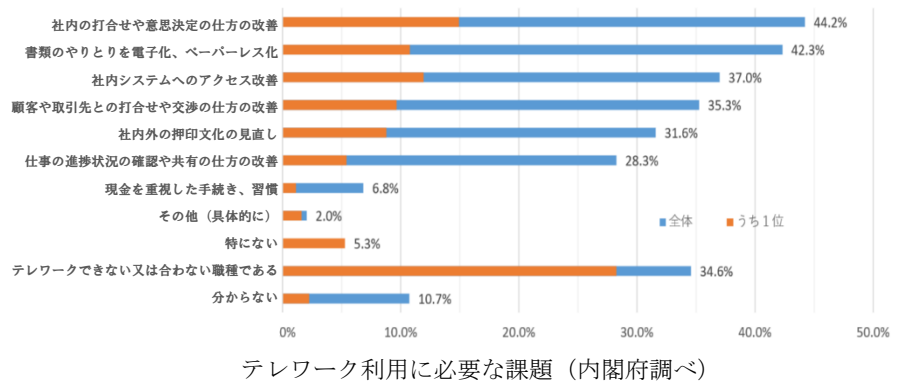
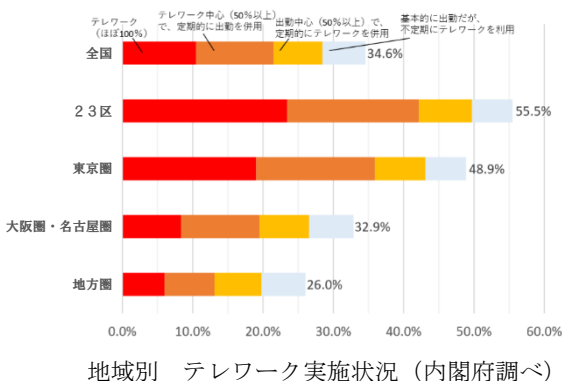
テレワークは以下の3つの業務形態の総称です。

①在宅勤務	終日、所属するオフィスに出勤しないで自宅を就業場所とする勤務形態です。オフィスに出勤したり、顧客訪問や会議参加などによって外出したりすることがなく、1日の業務をすべて自宅の執務環境で行います。
②モバイルワーク	移動中（交通機関の社内など）や顧客先、カフェなどを就業場所とする働き方です。営業など頻繁に外出する業務の場合、様々な場所で効率的に業務を行うことにより、生産性向上の効果があります。
③サテライトオフィス勤務 （施設利用型勤務）	所属するオフィス以外の他のオフィスや遠隔勤務用の施設を就業場所とする働き方です。所属するオフィス以外の他のオフィスが従業員の自宅の近くにある場合、そのオフィス内にテレワーク専用の作業スペースを設けることで、職住近接の環境を確保することができ、通勤時間も削減することができます。

昨今の情勢を踏まえると、【①在宅勤務】を採用される事業者が多いと思われます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、内閣府が意識調査を行ったところ、就業している人のうち、34.6%の人がテレワークを経験したことが分かっております（左下図参照）。このうち、東京23区では55.5%と最も多く、地方圏（三大都市圏以外の北海道と36県）でも26.0%という結果になっており、うち8割を超える人が継続して利用したいと答えています。

一方で、テレワークを拡大するための課題については、「社内の打合せや意思決定の仕方の改善」が44.2%、「書類のやり取りを電子化、ペーパーレス化」が42.3%（右下図参照）となるなど、今後の利用に向けて様々な意見が出ました。



◆ テレワーク導入のイメージ・プロセス

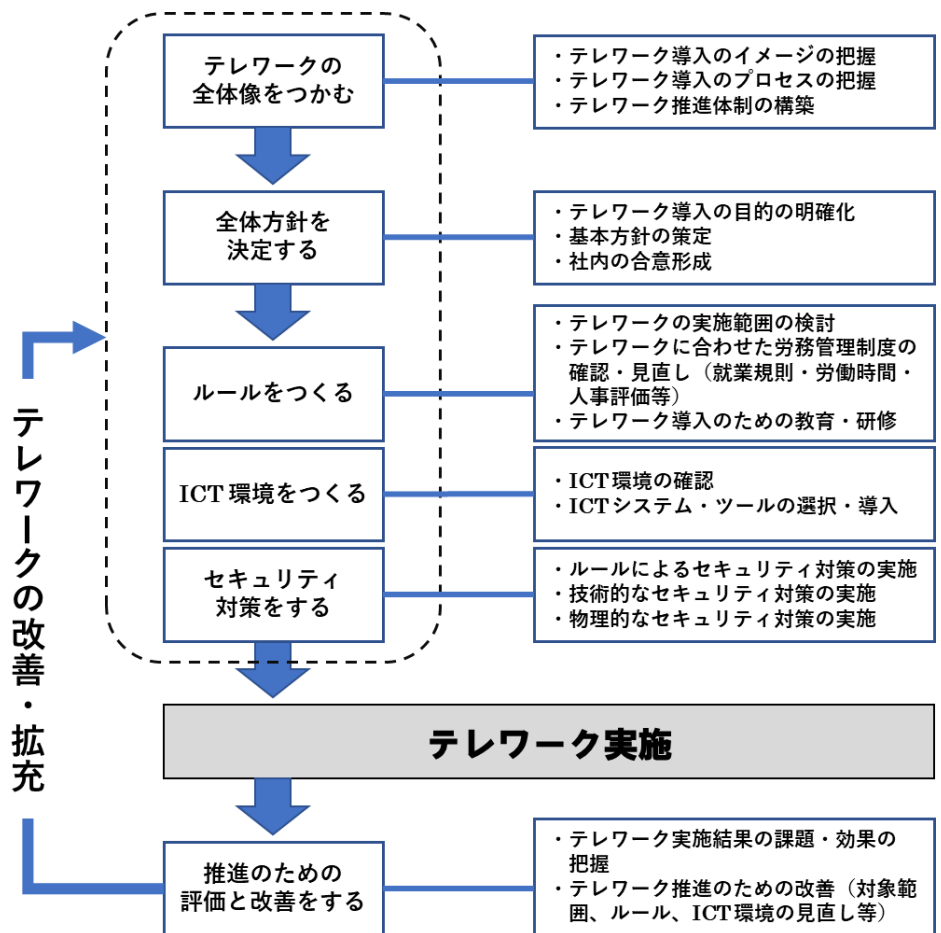
「テレワークを導入したい」と考えても、どこから着手すればいいのか分からない場合が多いと思われます。そこで、テレワーク導入についてのイメージとそのプロセスをご紹介します。

テレワークでは、以下の3つの観点を意識する必要があります。

「人事・労務」の観点	テレワーク実施者がテレワークを通じてでも適切な労働環境で働けるようにルールを整備する
「ICT」の観点	テレワーク実施者が勤務場所を離れても、より安全で快適なシステム環境で働けるようにICTのシステムやツールを選択、導入する
「実施」の観点	テレワークを実施する上で用意すべき体制や理解を得る方法、導入だけでなくその後普及させていくためにも必要な考え方を理解する

また、導入の際に注意しておきたいのが、テレワークを対象とする範囲です。初期導入の段階で全従業員・全業務で実施すると混乱を招くことにつながります。初期の段階では、一部の対象者・対象業務に定め、時期を経るにつれて頻度とともに対象を拡大していくのが好ましいです。

そうした導入をするためにも右図のようなプロセスを経て実装していくのが良いでしょう。このモデルを参考に導入計画を立てる等、入念に準備をし、全社で関心と協力を得られるようにすることが、導入の成功のカギとなります。



導入プロセスのフローチャート

◆ テレワークの導入に必要な設備（ツール）

テレワークは職場から離れて仕事をするため、テレワーク用ツール（情報通信システム）を利用することが必要になります。以下では必要となる代表的なツールをご紹介します。

1. リモートアクセスツール

職場から離れた場所で仕事をするには、データやソフトウェアに外部からアクセスするツールが必要となります。月々の利用料を支払って利用する月額方式のツールを利用することで、初期投資を小さく抑えられるため、中小企業にも負担が少なく利用することができます。

代表的なリモートアクセスツールについては下表をご覧ください。

	仮想 デスクトップ方式	リモート デスクトップ方式	クラウド アプリ方式	会社 PC の 持ち帰り方式
概要	サーバー上にある個人用仮想デスクトップにアクセスし、手元端末から操作する	オフィスの自席 PC の画面情報を転送し、手元端末から操作する	業務処理用のデータ類をすべてクラウド上のアプリケーションに置き、社内外問わずにアクセスし手元端末から操作する	会社の LAN にアクセスし、手元端末（通常業務に利用している PC）から操作する
安全性	◎【高い】・・・ 作業した内容はサーバーに保存され手元の端末にデータが残らない	◎【高い】・・・ 遠隔操作で実施するため、手元の端末にデータが残らない	◎【高い】・・・ 手元の端末からオフィス内の既存のサーバーに直接はアクセスできない	△【やや低い】・・・ PC の盗難や紛失による情報漏えいが発生する恐れがある
コスト	△【やや高価】・・・ 専用サーバーや装置の設置が必要	◎【安価】・・・ 認証キーの購入などで対応可、システム構成を大きく変えずに済む	◎【安価】・・・ 設備コストほぼなし、物理的なサーバーの用意も不要、アプリによっては従量課金あり	○【やや安価】・・・ 他の方式より導入時点のコストは低いが、VPN(※)やセキュリティ確保のための費用が必要
留意点	グラフィックを頻繁に用いる専門職（設計職・デザイン職など）には不向き	オフィスの端末の電源を常時 ON にしておく必要があるため、電気代に負担がかかる	アプリ利用のためのライセンスを更新する必要あり、使用端末もある程度の性能が要求される	セキュリティに対して慎重な対策が求められるが、規模が小さい企業の初期導入には向いている

※VPN とは...インターネット上に仮想的な専用線を設けて、外出先からでもセキュリティ上の安全な経路を使ってデータをやり取りすることが可能となる技術のこと

2. コミュニケーションツール（Web 会議システム）

数多くのシステムやツールが存在していますが、最も使用されているものを挙げるとするなら Web 会議システム（Zoom、Skype 等）です。専用機器の必要がなく、通常の PC で利用可能であり、月額の利用料を支払って利用するものが多いため、中小企業にも導入しやすいと考えられます。

3. 労務管理システム

遠隔地で仕事をするテレワークでは、リモートで労務管理を行うツールを利用するのも一つの方法です。例えば、在宅勤務者の PC 画面をランダムにキャプチャーし、後で確認できるシステムや、在宅勤務者がどのような状態にあるかプレゼンスを表示するシステムもあります。

◆ テレワークの活用でよくある労務管理等 Q & A

Q1. テレワーク実施時でも労働基準法などは適用されますか？

労働基準法上の労働者については、テレワークを行う場合においても、労働基準関係法令が適用されます。よってテレワーク実施時においてもこれらの法令を遵守する必要があります。

Q2. テレワークの導入には、就業規則を変える必要がありますか？

テレワークを導入する場合には、就業規則にテレワーク勤務に関して規定しておくことが必要です。この場合、就業規則本体に直接規定する場合と「テレワーク勤務規程」といった個別の規程を定める場合があります。いずれの場合も、テレワーク勤務に関する規定を作成・変更した際は、所定の手続きを経て、所轄労働基準監督署に届出することが必要です。

Q3. テレワークの場合、社外でのセキュリティは大丈夫ですか？

ルールによるセキュリティ対策に加え、物理的・技術的の側面から総合的にセキュリティ対策を行うことで、より安全にテレワークを実施することができます。例えば、ルールによる対策には、「公衆回線は利用しない」、物理的な対策には「貸与した PC は鍵付きの保管場所を用意する」、「第三者からののぞき見を防止する画面フィルタを利用する」、技術的な対策には「ウイルスの検知・駆除ソフトを利用する」などが挙げられます。

Q4. テレワーク時にはどのように労働時間を管理すればよいですか？

労働時間の管理には、Eメールや電話、勤怠管理ツールの活用その他、業務中に常時通信可能な状態にするなどの方法があります。Eメールや勤怠管理ツールは、業務の報告を同時に行いやすい、担当部署も一括で記録を共有できるなどの特徴があります。また、同様の方法で在席・離席確認を行うことが可能です。確認されることによって、「テレワーク時に仕事をさぼっていると思われないか」という従業員の不安が軽減できます。なお、所定労働時間中に業務を中断することを認める場合には運用ルールを予め決めることが必要です。特に育児・介護を行っている従業員は、やむを得ない事情によって業務を中断する必要性が生じる可能性があるため労働時間管理や情報共有に関するルール化が必要です。どのような方法にするかは、労使でよく話し合っ決めて決めることが必要です。

Q5. テレワークの際に要した通信費等の費用は会社が負担すべきでしょうか？

テレワークに関わる費用負担区分については、テレワークを導入する前に、通信費・水道光熱費など負担について明確なルールをつくり、従業員に対して、丁寧に説明することが必要です。労働基準法第89条第1項第5号では、「労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合には、これに関する事項を就業規則に定めなければならない。」と規定されていますので、必要に応じて就業規則の変更をしなければなりません。費用が発生する例としては次のものが考えられます。

- ① **情報通信機器の費用**：パソコンや周辺機器、携帯電話等は、会社から貸与するケースが多く見られ、その場合、基本的には全額会社負担としているところが多いようです。
- ② **通信回線の費用**：回線の基本料金や通信回線使用料については、個人の使用と業務使用との切り分けが困難なため、一定額を会社負担としている例が多く見られます。
- ③ **水道光熱費**：自宅の電気、水道などの光熱費も実際には負担が生じますが、業務使用分との切り分けが困難なため、テレワーク勤務手当に含めて支払っている企業も見受けられます。

Q6. 在宅勤務時の作業環境管理はどこに留意すべきですか？

在宅勤務を行うテレワーカーはパソコンのディスプレイを見て仕事をすることが多いので、労働者の心身の負担を軽減し、労働者がVDT作業を支障なく行うことができるよう支援するために事業者が講ずべき措置について示した「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン（平14.4.5基発第0405001号）」に留意する必要があります。具体的には、事業者は、在宅勤務に当たって、作業面について必要な照度を確保すること、室の採光や照明は、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によること、その他換気、温度や湿度の調整などを適切に実施することなどを労働者に対して周知し、必要な助言を行うことが望まれます。

Q7. テレワーク時にも労災保険は適用されますか？

どのような形態のテレワークにおいても、テレワーカーが労働者である以上、通常の就業者と同様に労働者災害補償保険法の適用を受け、業務災害または通勤災害に関する保険給付を受けることができます。なお、個別の判断については所轄の労働基準監督署が行いますが、具体的にテレワークで労災が認定されたケースとしては、以下のような事例があります。

事例	自宅で所定労働時間にパソコン業務を行っていたが、トイレに行くため作業場所を離席した後、作業場所に戻り椅子に座ろうとして転倒した事案。業務行為に付随する行為に起因して災害が発生しており、私的行為によるものとも認められないため、業務災害と認められる。
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【参考資料】

- ・テレワークの導入・運用ガイドブック「テレワークではじめる働き方改革」（厚生労働省）
- ・テレワーク導入のための労務管理等 Q&A 集（厚生労働省）
- ・テレワークモデル就業規則～作成の手引き～（厚生労働省）
- ・テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン（厚生労働省）
- ・テレワークセキュリティガイドライン（総務省）

これらの資料は厚生労働省が運営するテレワーク総合ポータルサイト (<https://telework.mhlw.go.jp/>) からご覧いただくことが可能です。



いわて働き方改革推進運動参加宣言 2020 及び いわて働き方改革 AWARD 2020 参加企業を募集中！

「いわて働き方改革推進運動」とは、県内の企業や団体の働き方改革を進めようとする運動です。県内の企業・団体に、この運動への参加を呼びかけるとともに、優れた取組を表彰するなどして広めることにより、県内の魅力ある雇用・労働環境づくりを推進します。




いわて働き方改革推進運動

330以上の事業所がこの運動に参加し、それぞれの取り組み方法で社内の働き方改革を進めています。「これから働き方改革に取り組みたい」という方も「さらにとり組みを充実させたい」という方も運動へ参加宣言することで、会社としての意思を表明しましょう！

◆参加方法

宣言シート（県公式ホームページよりダウンロード可能）に必要事項を記入後、「いわて働き方改革サポートデスク」宛に送ることで完了となります。

◆参加するメリット

 <p>従業員の意識を変える きっかけに</p> <p>あらためて経営者が宣言をすることで、これまでなかなか浸透していなかった取り組みに対しても、メンバーの意識を高めるきっかけになります。</p>	 <p>柔軟で風通しの 良い職場に</p> <p>宣言して取り組みをすすめることで職場内のコミュニケーション（風通し）が良好に！お互いの意見を尊重し合える雰囲気や新しいアイデアが出るなど組織力が高まります。</p>	 <p>会社のイメージUPで 人材確保にもプラスに</p> <p>宣言企業は、県が「働きやすい環境づくりに取り組む企業」として若者や県民に広くPR！採用活動にもプラスになり、安定した労働者の確保や生産性の向上につながります。</p>	<p>有事の 備えにも</p> <p>BCP※策定においても、有事に備えた働き方（リモート環境の整備等）が注目されています。 ※事業継続計画</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

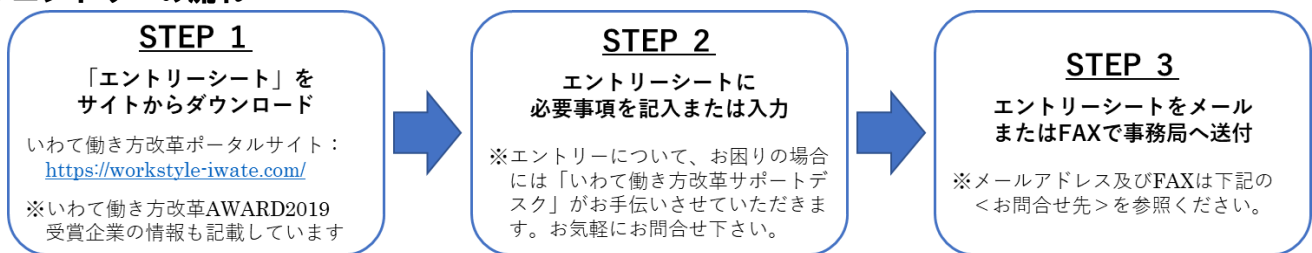
◆参加特典

- 「いわての働き方改革ポータルサイト」の参加企業一覧に掲載します。また、仕事・就職情報サイト「シゴトバクラシバいわて」掲載時に、いわて働き方改革推進運動参加企業としてアピールできます
- 「ピンバッジ」や「ステッカー」などの働き方改革の推進グッズを贈呈します
- 働き方改革に関連するイベントや関連する補助金の情報などを優先的にご案内します
- 岩手県で実施している「いわて働き方改革等推進事業費補助金」等各種支援新生の要件にも含まれています

いわて働き方改革 AWARD

本アワードは、県内事業所の働き方改革に向けた取り組みを、岩手県が審査・表彰しています。複数の視点から総合的に働き方改革に取り組む事例から、小さくても自社の課題やスタイルに合わせたユニークな取り組み事例まで、様々な事例でエントリーが可能です。ぜひエントリーをご検討ください。

◆エントリーの流れ



※エントリー受付期間：**9月30日（水）**まで

※確認事項がある場合、事務局からご連絡する場合があります。

受賞企業発表

11月24日（火）

<お問合せ先> いわて働き方改革サポートデスク【ジョブカフェいわて内】

TEL：019-621-1171

FAX：019-606-3702

E-mail：jinzai@jobcafe-i.jp



気仙沼鉄工機械協同組合

無動力で操作不要 自立式防潮堤 共同製造プロジェクト

組合概要

住所	〒988-0021 宮城県気仙沼市港町 506 番地 10		
設立	昭和 50 年 4 月	出資金	880 千円
主な業種	鉄工業	組合員数	25 人

■背景・目的

2011年3月の東日本大震災において、手動式防潮堤閉鎖のために消防団員が多数被災したこと、当組合でも大多数の組合員が被災し、組合活動を一時停止せざるを得ない状況となり、新たな事業を確立する必要があったことを背景として、「地域の防災は自分たちの手で」をスローガンに、浮力で自立するフラップゲート式防潮堤の共同製造プロジェクトをスタートさせた。

■取組手法と内容

取り組むきっかけは、東北地方の太平洋沿岸に大規模に防潮堤が設置されるのにあたり、陸上設置型フラップゲート式防潮堤の流水デモンストレーションに参加したことであった。各地で同時期に多くの防潮堤陸こう（出入口）を造ることになるとともに、高い技術を必要とするが、組合員が共同で取り組めば製造が可能ではないかと勉強会をスタートさせた。設計積算、資材調達、図面作成などの準備段階で約6ヶ月、製作と据付工事で約4ヶ月かかり、一社では規模的に困難であるため、組合員各社が強みを持ち寄り、プロジェクトチームとして共同製造する手法を採用した。従来は鉄を中心に手掛けてきた組合員各社が、これまで扱ったことのない二相系ステンレス素材を使用するため、試作では、発生しやすい歪みとその矯正が課題となったが、ライセンサーの技術指導を受けながら、勉強会や試作を重ねて技術を確立した。また、組合員が取り扱う鉄とステンレスは相性が悪く錆の発生原因となることや、地域的に冬季氷結を不安視する声があったが、ステンレス用工場を新たに建設して取り組み、約30回に及ぶ氷結確認試験も無事クリアすることができ、2019年9月、気仙沼市大島に自立式防潮堤第1号が完成した。遠隔操作式のゲートは、行政の試算で年5,000万円程度の維持費が発生するが、自立式防潮堤は維持費が安く、設置からメンテナンスまで地元企業が手掛けることになれば安心感もあると期待されているため、設置から完結できる体制を整備中である。

■成果とその要因

今後は、2021年3月までに、気仙沼市内18漁港で32基の設置が予定されているため、組合員や関連業者との協力関係を深めながら受注を推進したいとしている。ライセンスを取得し、確立した技術は、全国的に地下鉄やオフィスビル、工場の出入口への設置例があるなど、用途が幅広く、新たな受注につなげていける可能性があり、プロジェクトチームでは、より高度な技術が必要なトンネル状のゲート建設にも取り組んでいる。また、今回の経験をもとに、ステンレスの取扱いが各社の技術の幅を広げたため、各社の新たな事業展開も期待される。



フラップゲート式防潮堤 起立前 (通常時)



フラップゲート式防潮堤 起立時



1. 全国の景況

(全国中小企業団体中央会令和2年7月27日発表)

新型コロナウイルスの発生により、2月以降、ほとんどのDIは大きく悪化していたが、緊急事態宣言の解除による経済活動の再開により、上向き傾向が見られる。また、各種補助金や緊急融資の効果も寄与しているものと思われる。ただし、DI数値は引き続き停滞しており、回復とは言い難く、足元の感染者が増加していることから、再び経済活動が停滞する懸念もある。業種を問わず、新型コロナウイルスの影響が長引くにつれ、経営が圧迫され、先行きを不安視している声も増えている。

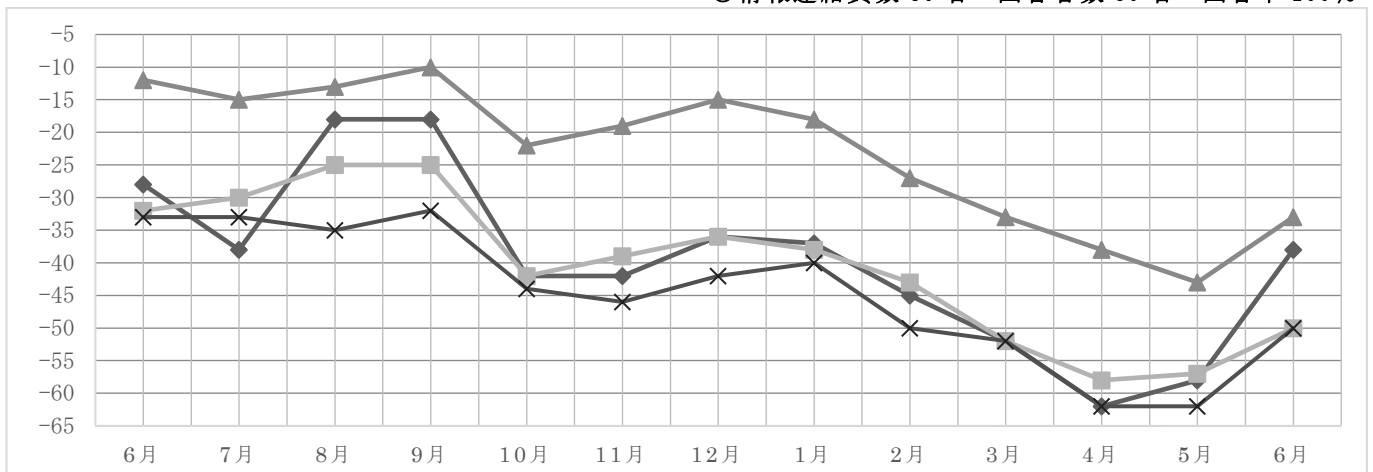
2. 景況天気図（県内）…令和2年5月と令和2年6月のDI比較

令和2年 6月分	全産業			製造業			非製造業			30以上
	5月	6月	前月比	5月	6月	前月比	5月	6月	前月比	
売上高	 △ 58	 △ 38	20P↗	 △ 62	 △ 43	19P↗	 △ 56	 △ 36	20P↗	10~29
在庫数量	 △ 17	 △ 12	5P↘	 △ 10	 0	10P↘	 △ 24	 △ 24	0P→	△9~9
販売価格	 △ 12	 △ 5	7P↗	 △ 10	 0	10P↗	 △ 13	 △ 8	5P↗	△10~△29
取引条件	 △ 22	 △ 15	7P↗	 △ 10	 0	10P↗	 △ 28	 △ 23	5P↗	△10~△29
収益状況	 △ 57	 △ 50	7P↗	 △ 52	 △ 48	4P↗	 △ 59	 △ 51	8P↗	△30~△49
資金繰り	 △ 43	 △ 33	10P↗	 △ 43	 △ 29	14P↗	 △ 44	 △ 36	8P↗	△30~△49
設備操業度	 △ 52	 △ 29	23P↗	 △ 52	 △ 29	23P↗	—	—	—	△50以下
雇用人員	 △ 27	 △ 20	7P↗	 △ 29	 △ 19	10P↗	 △ 26	 △ 21	5P↗	△50以下
業界の景況	 △ 62	 △ 50	12P↗	 △ 67	 △ 52	15P↗	 △ 59	 △ 49	10P↗	△50以下

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

3. 全産業（県内）… 令和元年6月～令和2年6月 DI 推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 60名・回答者数 60名・回答率 100%



令和2年6月DI 《 ◆…売上 -38 ■…収益 -50 ▲…資金繰り -33 ×…景況 -50 》

4. 各業種の概況（県内）…令和2年6月分

◇パン製造業

学校給食は平常に推移しているが、リテールは消費者の行動自粛が響き売上減少が収まらず。

◇めん類製造業（生めん）

新型コロナウイルスにより消毒用アルコールの仕入状況が厳しく、製造に支障をきたしている。

◇めん類製造業（乾麺）

自宅勤務や外食の自粛等で自宅での調理時間が増加し、単価が安くて賞味期間の長い商品がスーパー等で購入された結果乾麺の売上が増加した。

◇酒類製造業

売上は、経済活動が再開し徐々に回復傾向。

◇一般製材業

新規住宅着工が遅れ気味で製材品の出荷量が減少し、製材工場では生産調整をしている。合板工場は、新型コロナウイルスの影響で減産体制を継続、素材生産者の経営に大きく影響している。

◇木材チップ製造業

紙、パルプの需要不振に新型コロナの影響が加担し、チップ集荷意欲が大幅に減退している。

◇家具装備品製造業

落ち込んだ受注は回復せず、出荷量の減少は今後も続くと思われる。

◇印刷・同関連業

コロナ禍による売上・受注の減少は品種によっては徐々に戻りつつあるが、秋までのイベント中止が決定しているなか、見通しは暗い。

◇鋳鉄铸件製造業

自動車部品、工作機械、農業機械等機械铸件部品の生産量は新型コロナウイルスの影響で減少。

◇金属製品製造業

新築物件の中止や延期の影響で小規模事業所では工場稼働率が低下傾向、受注価格、加工費も下落、今後の見通しに不透明感が増加している。

◇一般機械器具製造業

雇用助成金を活用するなど週3日休みを実施する企業が出てきた。

◇野菜果実卸売業

非常事態宣言が解除されたものの、飲食店の動きは鈍いまま推移、宿泊業も本格的に稼働する兆しが見えない中、野菜・果物とも取扱量を大きく減らし、取扱金額が伸び悩む。

◇燃料小売業

LPGガス船荷渡価格は、新型コロナによる大幅な急落からの反発急騰が維持される形となった。

◇酒・調味料小売業

飲食店が再開するも客足が遠く、酒類の納入は厳しい状況が続いたままである。また、家飲みが増え、スーパー・量販店では販売数量が微増したがコンビニ・一般酒販店は減少している。

◇野菜・果実小売業

納入業種で向上がうかがえるが、外食、宿泊関係への納品分野は未だに停滞している状況。

◇家庭用機械器具小売業

特別定額給付金を臨時ボーナスと捉え、エアコン・冷蔵庫の購入に充てた方が相当いた。

◇食肉小売業

新型コロナの蔓延が地球規模となり、輸入ポーク工場閉鎖が発生し、国内豚枝肉相場が余波を受け高値安定となり粗利益の減少に繋がっている。

◇各種商品小売業

食品スーパーで必需品だけ買い、衣料品等の買回品の購入機会が減り、滞在時間が短い傾向である。また、平日のフードコートの利用も減少している。

◇商店街（盛岡市）

特別定額給付金の効果とキャッシュレス・消費者還元事業終了前のかけこみ需要で、眼鏡・服飾品全般で増加した。

◇自動車整備業

新型コロナ禍による車両の車検・定期点検・修理の先送りも見られ売上に響いている。

◇旅館業

コロナ禍の影響は甚大。段階的解除を受け再開した施設の休日の集客は徐々に戻りつつあるが、平日の団体等は未だ集客復活には至っていない。

◇建物サービス業

新型コロナに伴う自粛が解除され回復の兆しが見えるが、イベント関係業種は相変わらず低調。

◇旅行業

引続き売上は殆どなし、県等が行う観光業支援事業は地元旅行者には全く効果なし。

◇土木工事業

コロナ禍の影響が公共・民間工事等の仕事量・単価等を見通せない状況に心理的な不安が高まる。

◇塗装工事業

特別定額給付金の支給後、民間の屋根のリフォームが増加している。

◇一般乗用旅客自動車運送業

依然低水準の状況が続き、新型コロナ感染の状況で、タクシー利用が再び低迷することを懸念。

第45回中小企業団体岩手県大会のご案内

下記日程にて、第45回中小企業団体岩手県大会の開催を予定しておりますので、お知らせ致します。

- 開催日時 令和2年9月29日(火) 14:00～
- 開催場所 メトロポリタン盛岡ニューウイング 4F「メトロポリタンホール」
(盛岡市盛岡駅前北通2-27 TEL: 019-625-1211)

※大会全体の詳細につきましては、後日改めてご案内致します。

○担当：統括管理部 TEL: 019-624-1363

令和2年度「できることからECOアクション！」表彰において 本会が会長特別賞を受賞

去る7月17日、盛岡市内のホテルにて温暖化防止いわて県民会議主催の令和2年度「できることからECOアクション」表彰式が行われた。本表彰では、本会が「会長特別賞」を受賞したことから、小山田会長に表彰状が手渡された。

本受賞は、過去に本会事務所移転の際に事務室内の照明器具をすべてLED化したことと、本会車両4台を数年かけてすべてハイブリッド車両にしたことが評価されたものである。



表彰式の様子

東北経済産業局長、東北地方整備局長、東北運輸局長、東北農政局長 変更のお知らせ

東北経済産業局長、東北地方整備局長、東北運輸局長及び東北農政局長が以下の通り変更となっております。届出等の際にご参照下さい。また、各局へのお問い合わせは下表に記載の電話番号にお電話いただきますようお願い申し上げます。
(令和2年7月21日現在)

<各局一覧表>	新局長	住所	電話番号
東北経済産業局	わたなべ まさよし 渡邊 政嘉 氏	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4856
東北地方整備局	うめの しゅういち 梅野 修一 氏	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	022-299-8851
東北運輸局	かめやま しゅういち 亀山 秀一 氏	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	022-225-2171
東北農政局	うちだ ゆきお 内田 幸雄 氏	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1111

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌 令和2年7月分

■岩手県中央会主な実施事業等		7月15日	いわて健康経営アワード実行委員会
7月22日	青年中央会通常総会	7月17日	できることからECOアクション表彰式
	中小企業組合士会通常総会		温暖化防止いわて県民会議通常総会
■関係機関・団体主催行事への出席等		7月20日	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構運営協議会
7月3日	岩手地方最低賃金審議会本審	7月22日	貸付審査委員会【書面審査】
7月7日	6次産業化支援センター運営委員会		ふるさといわて創造協議会全体会議
7月8日	岩手県空港利用促進協議会通常総会	7月28日	岩手地方最低賃金審議会本審
7月9日	岩手県中小企業等グループ復興事業計画審査会	7月29日	岩手県共同募金会評議員会